

○「持分の定めのない医療法人への移行に関する計画の認定制度について」（平成 29 年 9 月 29 日医政支発 0929 第 1 号）の一部改正

(下線の部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
さらに、<u>医療法等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 87 号。以下「令和 7 年改正法」という。）が令和 7 年 12 月 12 日に</u>公布され、同認定制度が<u>令和 11 年 12 月 31 日</u>まで延長（公布日施行）されました。 具体的な同認定制度の取扱いについては、下記のとおりであり、本日までに認定を受けている医療法人及び認定の申請を行っている医療法人についても同様の取扱いとなりますので、御了知の上、医療法人への指導、助言により一層の御配慮をお願いします。 第 1 医療法人の非営利性の徹底については、平成 18 年改正法によりいわゆる「持分の定めのない医療法人」を原則としたところ、持分の定めのない医療法人への移行は少しずつ進んではいるものの、依然として持分の定めのある医療法人が全医療法人の 8 割程度を占め、引き続き移行の促進が必要な状況である。平成 29 年改正法により、平成 18 年改正法附則第 10 条の 3 に基づく移行計画の認定（以下「移行計画認定制度」という。）について、認定の期限を延長するとともに、適正な運営が確保された医療法人への援助を強化するために認定要件の見直し等を行った。そ	さらに、<u>令和 3 年 5 月 28 日に公布された良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 49 号。以下「令和 3 年改正法」という。）により延長されておりましたが、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 31 号。以下「令和 5 年改正法」という。）が本日（令和 5 年 5 月 19 日）</u>公布され、同認定制度が<u>令和 8 年 12 月 31 日</u>まで延長（公布日施行）されました。 具体的な同認定制度の取扱いについては、下記のとおりであり、本日までに認定を受けている医療法人及び認定の申請を行っている医療法人についても同様の取扱いとなりますので、御了知の上、医療法人への指導、助言により一層の御配慮をお願いします。 第 1 医療法人の非営利性の徹底については、平成 18 年改正法によりいわゆる「持分の定めのない医療法人」を原則としたところ、持分の定めのない医療法人への移行は少しずつ進んではいるものの、依然として持分の定めのある医療法人が全医療法人の 8 割程度を占め、引き続き移行の促進が必要な状況である。平成 29 年改正法により、平成 18 年改正法附則第 10 条の 3 に基づく移行計画の認定（以下「移行計画認定制度」という。）について、認定の期限を延長するとともに、適正な運営が確保された医療法人への援助を強化するために認定要件の見直し等を行った。そ

の概要は以下のとおりである。 1 認定の期限の延長（平成 18 年改正法附則第 10 条の 3 第 5 項関係） 厚生労働大臣が持分の定めのない医療法人へ移行しようとする医療法人の移行に関する計画の認定を行うことができる期限を平成 32 年（令和 2 年）9 月 30 日まで延長すること（<u>令和 7 年改正法</u>により<u>令和 11 年 12 月 31 日</u>まで延長。）。 2～4 （略） 第 2 移行計画の認定の要件 平成 29 年改正法による改正後の平成 18 年改正法附則第 10 条の 3 第 1 項の規定により移行計画の認定を行うに当たっては、同条第 4 項に定める要件について、次のとおり、審査を行うものとする。 1～3 （略） 4 運営に関する要件（同項第 4 号及び改正省令による改正後の医療法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 50 号。以下「施行規則」という。）第 57 条の 2） (1)～(5) （略） (6) 次に掲げる収入金額の合計額が、医療保健業務に係る収入金額（トに掲げる収入金額を含むものとし、経常的なものに限る。以下同じ。）の 100 分の 80 を超えること。 ※ 医療保健業務は、病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院の業務並びに法第 4 2 条各号に掲げる業務（医業その他これに類する業務、介護サービスに係る業務（ホの保険給付に係る業務をいう。）及び障害福祉サービス等に係る業務（への給付費の支給等に係る業務をいう。）に限る。）であり、「社会医療法人、特定医療法人及び認定医療法人の認定又は承認要件における医療保健業務について」（令和	の概要は以下のとおりである。 1 認定の期限の延長（平成 18 年改正法附則第 10 条の 3 第 5 項関係） 厚生労働大臣が持分の定めのない医療法人へ移行しようとする医療法人の移行に関する計画の認定を行うことができる期限を平成 32 年（令和 2 年）9 月 30 日まで延長すること（<u>令和 3 年改正法及び令和 5 年改正法</u>により<u>令和 8 年 12 月 31 日</u>まで延長。）。 2～4 （略） 第 2 移行計画の認定の要件 平成 29 年改正法による改正後の平成 18 年改正法附則第 10 条の 3 第 1 項の規定により移行計画の認定を行うに当たっては、同条第 4 項に定める要件について、次のとおり、審査を行うものとする。 1～3 （略） 4 運営に関する要件（同項第 4 号及び改正省令による改正後の医療法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 50 号。以下「施行規則」という。）第 57 条の 2） (1)～(5) （略） (6) 次に掲げる収入金額の合計額が、医療保健業務に係る収入金額（トに掲げる収入金額を含むものとし、経常的なものに限る。以下同じ。）の 100 分の 80 を超えること。 ※ 医療保健業務は、病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院の業務並びに法第 4 2 条各号に掲げる業務（医業その他これに類する業務、介護サービスに係る業務（ホの保険給付に係る業務をいう。）及び障害福祉サービス等に係る業務（への給付費の支給等に係る業務をいう。）に限る。）であり、「社会医療法人、特定医療法人及び認定医療法人の認定又は承認要件における医療保健業務について」（令和
---	---

7年3月31日医政発 0331 第 90 号厚生労働省医政局長通知) において掲げる業務であること。

また、医療保健業務に係る収入金額は、次に掲げる事業収益の合計額をいう。

(イ) 損益計算書の本来業務事業損益に係る事業収益の額

(ロ) 損益計算書の附帯業務事業損益に係る事業収益の額（医療保健業務に係るものに限る。）

なお、医療法人が採用する会計基準によっては、トに掲げる収入金額が事業外収益又は特別収益に計上されている場合がある。その場合は、(イ) 及び (ロ) の事業収益の額に当該トに掲げる収入金額を加算した金額とする。

イ～ト （略）

（後略）

(7) 自費患者に対し請求する金額 （特定外国人患者請求額を除く。） が、社会保険診療報酬と同一の基準により計算されること（施行規則第 57 条の 2 第 1 項第 2 号ロ）

イ 「自費患者」とは、社会保険診療に係る患者又は労働者災害補償保険法に係る患者以外の患者をいう。

ロ 「社会保険診療報酬と同一の基準」とは、次に掲げるもののほか、その法人の診療報酬の額が診療報酬の算定方法（平成 20 年厚生労働省告示第 59 号）の別表に掲げる療養について、同告示及び健康保険法の施行に関する諸通達の定めるところにより算定した額程度以下であることの定めがされており、かつ、報酬の徴収が現にその定めに従ってされているものであること。

(イ) 公害健康被害者に係る診療報酬及び予防接種により健康被害者に係る診療報酬にあつては、法令等に基づいて規定される額

7年3月31日医政発 0331 第 90 号厚生労働省医政局長通知) において掲げる業務であること。

また、医療保健業務に係る収入金額は、次に掲げる事業収益の合計額をいう。

(イ) 損益計算書の本来業務事業損益に係る事業収益の額

(ロ) 損益計算書の附帯業務事業損益に係る事業収益の額（医療保健業務に係るものに限る。）

イ～ト （略）

（後略）

(7) 自費患者に対し請求する金額が、社会保険診療報酬と同一の基準により計算されること（施行規則第 57 条の 2 第 1 項第 2 号ロ）

イ 「自費患者」とは、社会保険診療に係る患者又は労働者災害補償保険法に係る患者以外の患者をいう。

ロ 「社会保険診療報酬と同一の基準」とは、次に掲げるもののほか、その法人の診療報酬の額が診療報酬の算定方法（平成 20 年厚生労働省告示第 59 号）の別表に掲げる療養について、同告示及び健康保険法の施行に関する諸通達の定めるところにより算定した額程度以下であることの定めがされており、かつ、報酬の徴収が現にその定めに従ってされているものであること。

(イ) 公害健康被害者に係る診療報酬及び予防接種により健康被害者に係る診療報酬にあつては、法令等に基づいて規定される額

(ロ) 分娩料等健康保険法の規定に類似のものが定められていないものにあっては、地域における標準的な料金として診療報酬規程に定められた額を超えない額

(8) 特定外国人患者請求額が、社会保険診療報酬と同一の基準により計算される金額から当該金額に3を乗じて得た金額までの範囲内であって地域における標準的な料金を超えないものであること(施行規則第57条の2第1項第2号ハ)

イ 「特定外国人患者請求額」とは、医療法施行規則第30条の35の3第1項第2号ニに規定する特定外国人患者請求額をいう。

ロ 「社会保険診療報酬と同一の基準により計算される金額から当該金額に3を乗じて得た金額までの範囲内であって地域における標準的な料金を超えないものであること」とは、その法人の特定外国人患者請求額が「社会医療法人等が行う訪日外国人患者診療価格設定について(通知)」(令和8年医政発0331第19号厚生労働省医政局長通知)の定めるところにより算定した額であることの定めがされており、かつ、報酬の徴収が現にその定めに従ってされているものであること。

※ なお、医療を目的として来日する外国人渡航者を積極的に受け入れることにより、認定医療法人制度の趣旨(持分の払い戻し等により医業継続が困難になることなく、当該医療法人が引き続き地域医療の担い手として、住民に対し、医療を継続して安定的に提供していくためのものであること)を妨げないよう、注意すること。

(9) 病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院の業務に係る収入金額(補助金等に係る収入金額のうち当該業務に係るものを含むものとし、経常的なものに限る。)(損益計算書の本来業務事業損益

(ロ) 分娩料等健康保険法の規定に類似のものが定められていないものにあっては、地域における標準的な料金として診療報酬規程に定められた額を超えない額

(新設)

(8) 病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院の業務に係る収入金額(補助金等に係る収入金額のうち当該業務に係るものを含むものとし、経常的なものに限る。)(損益計算書の本来業務事業損益

に係る事業収益の額をいう。なお、医療法人が採用する会計基準によつては、補助金等に係る収入金額が事業外収益もしくは特別収益に計上されている場合があるが、その場合は事業収益の額に補助金等に係る収入金額のうち当該業務に係るものを加算した金額とする。）が、当該業務に係る費用の額（経常的なものに限る。）（損益計算書の本来業務事業損益に係る事業費用の額をいう。）に 100 分の 150 を乗じて得た額の範囲内であること。

第 3 ～ 第 6 （略）

に係る事業収益の額をいう。）が、当該業務に係る費用の額（経常的なものに限る。）（損益計算書の本来業務事業損益に係る事業費用の額をいう。）に 100 分の 150 を乗じて得た額の範囲内であること。

第 3 ～ 第 6 （略）